

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人新潟総合学園
②設置大学名称	開志創造大学
③担当部署	総務部
④問合せ先	025-255-1250
⑤点検結果の確定日	2026 年 9 月 30 日
⑥点検結果の公表日	2026 年 10 月 1 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://kaishi.ac.jp/graduate-school/about/governance_code/
⑧本協会による公表	該当項目（ <u>承諾する</u> ／否認する）を選択してください。

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明
—	—

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明
—	—

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、大学の理念、大学院の理念、教育の目的について大学 Web サイトにより学生だけでなく広く社会に示している。
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	学部、研究科ともに、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを定め、大学 Web サイトに明確に示している。 また各教育組織において、自己点検・評価に基づき、カリキュラムの見直し等を実施しており、教育の質の向上に継続的に取り組んでいる。
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学部、研究科の各学則において、全学的な重要事項についての審議機関であり、学長、副学長、研究科長、学部長、事務局長および法人を代表する職員等をもって組織する総務会を置き、学長の意思決定をサポートしている。さらに教学組織の運営においても、各学則で定めている教授会にて審議し、教学組織の意見を学長へ上程している。また、学校法人新潟総合学園が設置する大学における副学長の選考および職務に関する規程において副学長を選定し、学長を補佐する体制を整えている。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	本学は２０２５年度までは、１研究科１専攻のみの組織編制であったが、２０２６年度より新たな学部開設にともない、必要な委員会を増設し、教員と事務職員で構成される各種委員会体制を設置することで、教職協働体制を再構築し、大学運営を行っている。 教務・ＳＤ・ＦＤ・学生支援・入試などの専門委員会において職員も主体的に議論へ参画し、教育の企画や運営に深く関与している。 将来計画推進WG等での検討を経て各委員会で施策を具体化し、ＰＤＣＡサイクルを回しながら質の高い大学運営と教育改善に取り組んでいる。 また、本学では、教職協働体制の確保に向けて、明確な役割分担と権限の整理を行っている。学長を中心とした総務会・学部教授会・大学院教授会などの組織が設置され、教育・研究・運営に関する意思決定が円滑に行われるよう構成されている。

実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	開志創造大学では、大学院FD委員会、学部FD委員会およびSD委員会をそれぞれ独立して設置し、教職員へのアンケート調査結果を踏まえながら、資質向上に向けた基本方針や年次計画を体系的に策定・推進しています。 さらに、2026年度に大学院博士後期課程の開設にともない、今後は高度な教員養成教育の推進にも注力していきます。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	2025年8月に認可された「情報デザイン学部」および「博士後期課程」が2026年度より開設され、あわせて「事業創造大学院大学」から「開志創造大学」へ大学名称が変更となった。これに伴い、本学の大学組織編制が大きく変わったことを受け、将来計画（「2019年度～2028年度将来計画」）の見直しを実施した。 本学の将来像、ならびに以下の6つの「長期基本方針」に基づき、その実現に向けた「第3次中期計画骨子（2025～2028年度・アクションプラン）」を策定した。 【長期基本方針】 1. 独自の教育方法論と教育の質保証の確立 2. コア研究領域における国際レベルの研究の推進 3. 国際交流の対象地域拡大と相互連携深化 4. 地域企業・大学と連携した実践的教育・研究と貢献 5. 学生本位の学修環境、キャリア支援体制の整備 6. 大学院の進化とポジション向上 特に、第3次中期計画の基本方針においては、第2次中期計画から引き続き「A：教育FD」「B：研究」「C：地域連携・貢献」「D：国際交流・貢献」「E：学生支援」「F：大学運営」の6つの領域に区分しています。 2025～2028年度のアクションプランでは、これら6つの領域において以下の取り組みを推進する。 A：教育FD 起業/事業創造成果の拡大、テクノロジーの高度化への対応、およびオンライン教育の高度化

	B：研究 工学系学部設置に伴う国際水準の研究成果の蓄積と評価の確立、ならびに企業課題起点の「高度な研究方法論＋理論構築」人材の輩出 C：地域連携・貢献 国内外の地域企業・国際大学との取り組み、および教育機会の提供による地域貢献 D：国際交流・貢献 交流協定校および修了生ネットワークを活かした国際交流成果・貢献の実現、ならびに通信教育課程学部を生かした国際化 E：学生支援 オンライン学修環境の高度化による教育D Xの確立とキャリア形成の高度化 F：大学運営 起業をベースとした「学部～修士～博士」のフルライン体制による独自の教育方法論と、それを通じた国際的な評価の確立。起業/事業創造のための多様な学修機会の提供、および盤石な財務体質の確立 この方針は、文部科学省の私立大学版ガバナンス・コードにも準拠し、大学の自律性と説明責任を果たす枠組みの中で策定されている。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	進捗管理の実務面では、教育担当副学長をリーダーとし、学内で、内部質保証推進委員会、将来計画推進委員会、自己点検・評価委員会が設置され、各委員会には教学側については大学院教員、学部教員がともに所属し、事務局ともに関連する委員会を統括する管理・運営体制が継続的に整備されている。また、内部質保証推進委員会が全学的なマネジメントを担い、各種規程の整備や評価指標を可視化し、PDCAサイクルが図られている。さらに、進捗状況は自己点検・評価報告書としてまとめている。 今後は、IR (Institutional Research) 機能を学内で確立し、教育・研究成果の分析と改善を行い、計画の実効性と透明性を高めることとしている。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	開志創造大学では、まず大学院では、社会の新たなニーズや時代変化に迅速に対応するため、特定領域の学びを強化した各種プログラムの設置に取り組んでいます。2023年度設置の「CFOプログラム」に加え、2025年度からは「メディアコンテンツビジネス」「MOT」「税理士（税法・会計）」の各プログラムを新設予定です。また、過度な負担をかけずに学びを深めたい社会人の要請に応じ、複数科目をセットにした正課外の「履修証明プログラム」も運用しています。 また、2026年度からは、オンライン・通信教育を活用した学びの場拡充として、時代の要請に対応する新たな学びの提供として、通信教育課程に「情報デザイン」分野を新設した。地理的・時間的制約を超えた柔軟な教育環境を整備し、デジタル時代に求められる高度なデザイン思考や情報発信能力を持つ人材を育成します。
実施項目 2－1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	開志創造大学では、わが国が直面する課題を広く認識するとともに来るべき時代の潮流を把握しつつ創造的な経済・産業活動に取り組む人材を育成します。すなわち自ら起業に取り組むことができる資質、また組織内において新しい事業を創出することができる資質（アントレプレナーシップ）の形成につながる教育を行い、地域を再生する人材を育成することにより、真に活力あるわが国経済の発展に貢献します。本学ではそのために「研究に基づいた実践、実践に基づいた研究」を理念に掲げ、あくまで、起業を実現しかつその事業を発展させるにふさわしい高い能力と識見と専門性を備えた、事業創造実践家の育成を目指します。 そのため、本学では新潟地域活性化研究所を中心として、地域企業、大学、自治体等との連携を推進し、共同研究や受託研究の実施・発展に取り組んでいます。今後も、地域課題の解決に向けた提案や教育機会の提供を通じて地域の再生・活性化に貢献するとともに、地域との連携を一層深化させながら、地球社会における社会貢献の実効性を高める取り組みを推進していきます。また、これらの活動を通じて、地域社会の発展に寄与する実践的な人材の育成に努めています。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	開志創造大学は、教育・研究・社会貢献の場において多様性を尊重し、専門職大学院大学の開設以来、研究科において多くの留学生の受け入れ実績があり、留学生支援をするとともに、バリアフリーの施設環境や個別支援体制を整備し、すべての学生が安心して学び協働できる体制を充実させている。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	役員や評議員への女性登用に配慮し、評議員 3 名（総数 9 名）の女性を登用している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格及び構成並びに理事長・代表業務執行理事・業務執行理事・副理事長・専務理事・常務理事の職務を「寄附行為」に定め、明確にしている。理事選任のための理事選任機関を理事会と定め、「寄附行為」に従い、評議員会の意見を十分に参酌した上で適切に理事を選任している。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会は定期的開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令及び寄附行為に基づき、必要な事項については、評議員会の意見を聴いた上で、業務執行上の重要事項を審議、決定している。 理事会及び評議員会の役割、権限、体制及び運営に関することは、原則として寄附行為に定め、適切に理事会、評議員会の運営を行っている。 理事会と評議員会の決議が異なる場合については、寄附行為に基づき、再度評議員会を開催し、協議を行うこととしている。理事会、評議員会及び重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報について、「寄附行為」等に基づき、適切に作成、保存及び管理している。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事会における業務執行報告、各大学の運営報告などにおいて、情報を共有するほか、私立大学協会や日本私立学校振興・共済事業団主催の理事及び監事を対象とした研修会の情報提供を行っている。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任基準となる資格、職務等を「寄附行為」に定め、理事会で監事候補者を審議し、評議員会の決議により選任している。会計監査人は、監事の過半数の合意によって、理事会で候補者を審議し、評議員会の決議により選任している。
実施項目 3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	「学校法人新潟総合学園監事監査規程」を策定し、監査の種類・方法・対象と範囲及び計画等について明確化している。これに基づき年度の監事監査計画書を策定し、理事長・代表業務執行理事に通知の上、監査を実施している。その上で、定期的な監事、内部監査室、会計監査人の三者で、監査計画及び監査結果等を含む重要事項の連絡、意見交換及び情報交換を行っている。
実施項目 3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事 3 名に対し、理事会に関わる事項を含む事務的業務については法人総務部がサポートを行い、監査等の業務については内部監査室との連携を図ることにより必要な情報共有がなされている。 理事及び監査等役員向けの研修については、文部科学省、私立大学協会や日本私立学校振興・共済事業団等の理事及び監事を対象とした研修会の情報提供を行っている。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員は、建学の精神を十分に理解している卒業生及び職員を、また私立学校の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する学識経験者を「寄附行為」に基づいて選任している。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の議決事項、評議員の役割、責務を「寄附行為」に定め明確にするとともに、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制や運営に関することを「寄附行為」に定め、適切に運営している。理事会と評議員会の決議が異なる場合については、「寄附行為」に基づき、再度評議員会を開催し、協議を行うこととなっている。理事会、評議員会及びその他の重要な会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、「寄附行為」に基づき、適切に作成、保存及び管理をして

	いる。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会における大学の運営報告や報告事項などにおいて、学内外の最新情報を共有しているほか、文部科学省、私立大学協会や日本私立学校振興・共済事業団等から評議員を対象とした研修の情報があつた際には評議員へ案内をしている。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	開志創造大学は、自然災害や感染症、情報セキュリティ事故など多様なリスクに備えるため、危機管理マニュアルを体系的に整備し、事業継続計画（BCP）を策定・活用することで、緊急時の迅速な意思決定と教育・研究・大学運営の継続性を確保している。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	開志創造大学は、法令や学園規程を遵守し、理事会・監事・内部監査室による監督体制、コンプライアンス推進規程、公益通報制度、リスク管理規程を整備し、役職員への研修や相談窓口の設置を通じて不正防止と是正措置を徹底する体制を構築している。

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	開志創造大学は、大学運営の透明性を確保し、社会的責任を果たすため、情報公開推進の方針を策定している。この方針は、法令やガバナンス・コードに基づき、教育・研究・財務・人事などの重要情報を適切に公開し、ステークホルダーとの信頼関係を強化することを目的としている。
実施項目 4-1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	開志創造大学は、大学運営の透明性を高め、社会的責任を果たすため、情報公開においてステークホルダーの理解促進を重視している。そのため、以下のような工夫を行っている。 わかりやすい表現とビジュアル化：財務情報や自己点検・評価結果を、専門用語を避けた平易な言葉で説明し、図表やインフォグラフィックを用いて視覚的に理解しやすくする。 多様な媒体での発信：大学公式ウェブサイト、広報誌、SNSを活用し、学生・保護者・地域住民・企業など、対象に応じた情報提供を行う。

	重点情報のハイライト：中期計画の進捗や教育研究活動の成果など、ステークホルダーが特に関心を持つ情報を要約し、簡潔に示す。 これらの工夫により、大学は説明責任を果たすだけでなく、ステークホルダーとの信頼関係を強化し、共感を得ながら持続可能な大学運営を推進している。
--	---

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
—	—